

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

条 例
○福島県税条例の一部を改正する条例

条 例

福島県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県条例第四十三号

福島県税条例の一部を改正する条例

福島県税条例（昭和二十五年福島県条例第五十号）の一部を次のように改正する。
第二十七条の二中「第三十二条第十三項の申告書」を「第三十二条第十三項に規定する特定配当等申告書」に、「同条第十五項の申告書」を「同条第十五項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書」に改める。

第三十八条の六第一項中「法の施行地に主たる事務所又は事業所を有する法人（以下「内国法人」という。）」を「法人」に、「又は第六十七条の十八第一項」を「第六十六条の四の三第一項又は第六十七条の十八第一項」に、「」をした場合（外国法人が租税条約の規定に基づき当該外国法人に係る）を「以下この項において同じ。」をした場合又は「」に、「又は締約者」を「若しくは締約者」に改め、「（租税特別措置法第六十六条の四第一項又は第六十六条の四の三第一項の規定の適用がある場合の申立てに限る。）」及び「を含む。」を削り、「第五十五条第一項若しくは第二項の規定によつて」を「第五十五条第一項若しくは第二項の規定により」に、「によつて更正を」を「により更正を」に、「にあつては」を「には」に改め、同項ただし書中「によつて」を「により」に改める。

第三十八条の七第一項中「第四条の二の承認を受けた同条に規定する内国法人」を「第二条第十二号の六の七に規定する連結親法人」に改め、「基づき国税庁長官」の下

に「又は当該租税条約の条約相手国等の権限ある当局」を加え、「連結親法人と連結子法人（法人税法第四条の二の承認を受けた同条に規定する他の内国法人をいう。以下同じ。）との間の同条に規定する完全支配関係又は当該連結親法人との間に当該完全支配関係がある連結子法人相互の関係をいう。」がある連結子法人」を「法人税法第二条第十二号の七の七に規定する連結完全支配関係をいう。」がある連結子法人（同条第十二号の七に規定する連結子法人をいう。）に、「第五十五条第一項若しくは第二項の規定によつて」を「第五十五条第一項若しくは第二項の規定により」に、「によつて更正を」を「により更正を」に、「にあつては」を「には」に改め、同項ただし書中「によつて」を「により」に改める。

第三十九条の十一第一項第三号中「特別の事情があると認められる場合には、当該知事が指定する月数の」を「次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める」に改め、同号に次のように加える。

ア 当該法人が会計監査人を置いている場合で、かつ、定款、寄附行為、規則、規約その他これらに準ずるもの（以下この号及び次号において「定款等」という。）の定めにより当該事業年度以後の各事業年度終了の日から三月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合（イに掲げる場合を除く。） 当該定めの内容を勘案して三月を超え六月を超えない範囲内において当該知事が指定する月数の期間内

イ 特別の事情があることにより当該事業年度以後の各事業年度終了の日から三月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあることその他やむを得ない事情があると認められる場合 当該知事が指定する三月を超える月数の期間内

第三十九条の十一第一項第四号中「特別の事情があると認められる場合には、当該知事が指定する月数の」を「次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める」に改め、同号に次のように加える。

ア 当該連結親法人が会計監査人を置いている場合で、かつ、定款等の定めにより当該事業年度以後の各事業年度終了の日から四月以内に当該各連結事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合（イに掲げる場合を除く。） 当該定めの内容を勘案して四月を超え六月を超えない範囲内において当該知事が指定する月数の期間内

イ 特別の事情があることにより当該事業年度以後の各事業年度終了の日から四月以内に当該連結親法人の当該各連結事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあること、当該連結法人に特別の事情があることにより当該事業年度以後の各事業年度終了の日から四月以内に当該連結親法人の当該各連結事業年度の連結所得の金額の計算を了することができない常況にあることその他やむを得ない事情があると認められる場合 当該知事が指定する四月を超える月数の期間内

第三十九条の十二の三第一項中「内国法人」を「法人」に、「又は第六十七条の十八第一項」を「第六十六条の四の三第一項又は第六十七条の十八第一項」に、「」をし

た場合（外国法人が租税条約の規定に基づき）を「以下この項において同じ。」をした場合又は「（同法第六十六条の四の第一項又は第六十六条の四の三の第一項の規定の適用がある場合の申立てに限る。）及び」を含む。」を削り、「第七十二条の四十一の第二項若しくは第二項の規定によつて」を「第七十二条の四十一の第二項若しくは第二項の規定によつて」を「によつて更正を」を「により更正を」に、「にあつては」を「には」に改め、同項ただし書中「によつて」を「により」に改める。

第三十九条の十二の四の第一項中「基づき国税庁長官の下に」又は当該租税条約の規定によつて」を「第七十二条の四十一の第二項若しくは第二項の規定によつて」を「第七十二条の四十一の第二項若しくは第二項の規定によつて」を「により更正を」に、「にあつては」を「には」に改め、同項ただし書中「によつて」を「により」に改める。

第九十六条の三中「又は法第三百四十九条の三」を「法第三百四十九条の三又は法第三百四十九条の三の四」に、「によつて」を「により」に、「こえる」を「超える」に改める。

第九十六条の七の第二項中「第三百六十四条第三項に」を「第三百六十四条第五項の」に改める。

附則第四条第四項中「特定譲渡の日の属する年の翌年十二月三十一日まで」を「取得期限まで」に、「特定譲渡の日の属する年の翌年十二月三十一日又は買換資産の取得をした日の属する年の翌年十二月三十一日」を「取得期限又は同日」に改める。

附則第七条の四の四の第二項中「第二十二項」を「の規定による申告書（前項の規定により控除を受ける金額を増加させる同条第二十二項）に改め、「更正請求書」の下に「を提出する場合には、当該申告書又は更正請求書を含む。」を、「控除する金額」の下に「の計算の基礎となる特定寄附金の額」を加え、「を基礎として計算した金額」を削り、同条第五項中「第二十二項」を「の規定による申告書（第三項の規定により控除を受ける金額を増加させる同条第二十二項）に改め、「更正請求書」の下に「を提出する場合には、当該申告書又は更正請求書を含む。」を、「控除する金額」の下に「の計算の基礎となる特定寄附金の額」を加え、「を基礎として計算した金額」を削る。

附則第八条第一項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同条第四項中「第四十二条の十二の四の第二項第三号」を「第四十二条の十二の五の第二項第六号」に改め、同項第一号中「第四十二条の十二の四の第二項第七号」を「第四十二条の十二の五の第二項第八号」に、「が同項第八号」を「から同項第九号」に、「超える」を「控除した金額の当該比較平均給与等支給額に対する割合が百分の二以上である」に改め、同条第五項中「第六十八条の十五の五の第二項第三号」を「第六十八条の十五の六の第二項第三号」に改め、同項第一号中「第六十八条の十五の五の第二項第六号」を「第六十八条の十五の六の第二項第六号」に改め、同項第二号中「第六十八号」を「第六十八号の十五の五の第二項第七号」を「第六十八号の十五の六の第二項第八号」に、「が同項第八号」を「から同項第九号」に、「超える」を「控除した金額の当該比較平均給与等支給額に対する割合が百分の二以上である」に改め、同条第九項中「若しくは法第

七十二条の二十八第一項」を「又は法第七十二条の二十八第一項」に、「申告書」を「申告書（第四項又は第五項の規定により控除を受ける金額を増加させる）に改め、「更正請求書」の下に「を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。」を、「控除されるべき金額」の下に「の計算の基礎となる雇用者給与等支給増加額」を加え、「を基礎として計算した金額」を削り、同条第十項中「ものを」を「金額を」に改める。

附則第八条の二の三の第一項中「第七十二条の四十八第二項に規定する事業税額の課税標準の」を「第七十二条の四十八第三項に規定する」に改め、同条第二項中「若しくは法第七十二条の二十八」を「又は法第七十二条の二十八」に、「申告書」を「申告書（前項の規定により控除を受ける金額を増加させる）に改め、「更正請求書」の下に「を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。」を、「控除する金額」の下に「の計算の基礎となる特定寄附金の額」を加え、「を基礎として計算した金額」を削る。

附則第八条の四及び附則第八条の四の二を削り、附則第八条の四の三を附則第八条の四とする。

附則第九条第一項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に、「にあつては」を「には」に、「によつて」を「により」に改め、「法第三百八十八条第一項の」を削り、同条第四項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同条第五項中「若しくは漁業近代化資金融通法（昭和四十四年法律第五十二号）第二条第三項に規定する漁業近代化資金で施行令附則第七條第十五項に規定するもの」を削り、「平成二十七年四月一日から平成二十九年三月三十一日」を「平成二十九年四月一日から平成三十一年三月三十一日」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第六項及び第七項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

附則第九条の四の第一項及び第三項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同条第四項中「この項及び次項」を「この条」に、「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

附則第九条の八中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

附則第十条の二の四第五項中「ガソリン自動車（乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラックであつて、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第四条の五第二十七項に規定するものに限る。）を「次に掲げる自動車」に、「前三項又は附則第十条の二の六第六項から第十一項」を「第二項から前項まで又は附則第十条の二の六第六項から第十二項」に、「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同項各号を次のように改める。

一 次に掲げるガソリン自動車

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則に規定するもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(一) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が

平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(二) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則に規定するもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(一) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(二) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

二 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で施行規則に規定するもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(1) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率以上であること。

附則第十条の二の四第五項を同条第八項とし、同条第四項中「前二項又は附則第十条の二の六第六項から第十一項」を「第二項から前項まで又は附則第十条の二の六第六項から第十二項」に、「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「百分の六十」を「百分の七十五」に改め、同項第一号アを削り、同号イ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(一) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(二) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ないこと。

附則第十条の二の四第四項第一号イ(2)を削り、同号イ(3)を同号イ(2)とし、同号イを同号アとし、同号ウ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(一) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。

(二) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

附則第十条の二の四第四項第一号ウ(2)を削り、同号ウ(3)を同号ウ(2)とし、同号ウを同号イとし、同項第二号ア(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(一) 平成三十年軽油軽中量車基準に適合すること。

(二) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

附則第十条の二の四第四項第二号ア(2)を削り、同号ア(3)を同号ア(2)とし、同号ウ中「七・五トン」を「三・五トン」に改め、同号ウ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(一) 平成二十八年軽油重中量車基準に適合すること。

(二) 平成二十一年軽油重中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

附則第十条の二の四第四項第二号エ及びオを削り、同項を同条第七項とし、同条第三項中「前項又は附則第十条の二の六第六項から第十一項」を「前三項又は附則第十条の二の六第六項から第十二項」に、「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「百分の四十」を「百分の五十」に改め、同項第一号ア及びイを削り、同号ウ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(一) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(二) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

附則第十条の二の四第三項第一号ウ(2)を削り、同号ウ(3)を同号ウ(2)とし、同号ウを同号アとし、同号エ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(一) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。
 (二) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

附則第十条の二の四第三項第一号エ(2)を削り、同号エ(3)を同号エ(2)とし、同号エを同号イとし、同項第二号ア(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。
 (一) 平成三十年軽油軽中量車基準に適合すること。
 (二) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。
 附則第十条の二の四第三項第二号ア(2)を削り、同号ア(3)を同号ア(2)とし、同号ウ中「七・五トン」を「三・五トン」に改め、同号ウ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。
 (一) 平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。
 (二) 平成二十一年軽油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

附則第十条の二の四第三項第二号エ及びオを削り、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得(第二項から前項まで又は附則第十条の二の六第六項から第十二項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成三十年三月三十一日までに行われたときに限り、第四十六条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率に百分の六十を乗じて得た率とする。

一 次に掲げるガソリン自動車
 ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則に規定するもの

(1) 次のいずれかに該当すること。
 (一) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
 (二) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
 (2) エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則に規定するもの

(1) 次のいずれかに該当すること。
 (一) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
 (二) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。
 二 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で施行規則に規定するもの

ア 次のいずれかに該当すること。
 (1) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
 (2) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。
 附則第十条の二の四第二項中「(道路運送車両法第七条第一項に規定する新規登録又は同法第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定(同項に規定する検査対象軽自動車に係るものに限る。)をいう。以下この条及び附則第十条の二の六において同じ。)」を削り、「附則第十条の二の六第六項から第十一項」を「前項又は附則第十条の二の六第六項から第十二項」に、「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「前項」を「第一項」に、「百分の二十」を「百分の二十五」に改め、同項第一号中「(ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、附則第十条の二の六第一項第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。附則第十条の二の六第一項第四号において同じ。)」を削り、同号ア及びイを削り、同号ウ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。
 (一) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
 (二) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
 附則第十条の二の四第二項第一号ウ(2)を削り、同号ウ(3)を同号ウ(2)とし、同号ウを同

号アとし、同号エ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(一) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。

(二) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

附則第十条の二の四第二項第一号エ(2)を削り、同号エ(3)を同号エ(2)とし、同号エを同号イとし、同項第二号中「除く。」の下に「以下この条において同じ。」を加え、同項第二号ア(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(一) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第四条の四第十二項に規定するもの(以下この条及び附則第十条の二の六において「平成三十年軽油軽中量車基準」という。)に適合すること。

(二) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第四条の四第十二項に規定するもの(以下この条及び附則第十条の二の六において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

附則第十条の二の四第二項第二号ア(2)を削り、同号ア(3)を同号ア(2)とし、同号ウ中「七・五トン」を「三・五トン」に改め、同号ウ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(一) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第四条の四第十五項に規定するもの(以下この条及び附則第十条の二の六において「平成二十八年軽油重車基準」という。)に適合すること。

(二) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日(車両総重量が十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第四条の四第十七項に規定するもの(以下この条及び附則第十条の二の六において「平成二十一年軽油重車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

附則第十条の二の四第二項第二号エ及びオを削り、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得(前二項又は附則第十条

の二の六第六項から第十二項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に對して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成三十年三月三十一日までに行われたときに限り、第四十六条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率に百分の四十を乗じて得た率とする。

一 次に掲げるガソリン自動車

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則に規定するもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(一) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(二) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成三十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条及び附則第十条の二の六において「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則に規定するもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(一) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(二) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上であること。

二 石油ガス自動車(液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、附則第十条の二の六第一項第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。以下この条及び附則第十条の二の六において「平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(1) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則に規定するもの(以下この条及び附則第十条の二の六において「平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則に規定するもの（以下この条及び附則第十条の二の六において「平成十七年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

附則第十条の二の四第一項の次に次の一項を加える。

2 ガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、附則第十条の二の六第一項第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。以下この条及び附則第十条の二の六において同じ。）（車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。以下この条及び附則第十条の二の六において同じ。）が二・五トン以下のバス又はトラックであつて、次のいずれにも該当するもので施行規則に規定するものに限る。）で初めて新規登録等（道路運送車両法第七条第一項に規定する新規登録又は同法第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定（同項に規定する検査対象軽自動車に係るものに限る。）をいう。以下この条及び附則第十条の二の六において同じ。）を受けるものの取得（附則第十条の二の六第六項から第十二項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成三十年三月三十一日までに行われたときに限り、第四十六条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に百分の二十を乗じて得た率とする。

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この条及び附則第十条の二の六において「排出ガス保安基準」という。）で施行規則に規定するもの（以下この条及び附則第十条の二の六において「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

イ 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則に規定するもの（以下この条及び附則第十条の二の六において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第八十条第一号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条、附則第十条の二の六及び附則第二十二條において「エネルギー消費効率」という。）が同法第七十八条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準とな

るべき事項を勘案して施行規則附則第四条の四第九項に規定するエネルギー消費効率（以下この条及び附則第十条の二の六において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び附則第十条の二の六において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

附則第十条の二の六第一項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 次に掲げる天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則に規定するものをいう。以下この号において同じ。）

ア 車両総重量が三・五トン以下の天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則に規定するものに適合するもの

イ 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日（車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下の天然ガス自動車にあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則に規定するもの（以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない天然ガス自動車で施行規則に規定するもの

附則第十条の二の六第一項第四号ア(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(一) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(二) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

附則第十条の二の六第一項第四号ア(2)を削り、同号ア(3)中「百分の百二十」を「百分の百三十」に改め、同号ア(3)を同号ア(2)とし、同号イ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(一) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(二) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

附則第十条の二の六第一項第四号イ(2)を削り、同号イ(3)を同号イ(2)とし、同号ウ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(一) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が

平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(二) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

附則第十条の二の六第一項第四号ウ(2)を削り、同号ウ(3)を同号ウ(2)とし、同項第五号ア(3)中「百分の百八十」を「百分の百九十五」に改め、同項第六号ア中「うち、」の下に「平成三十年軽油軽中量車基準又は」を加え、同号イ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(一) 平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。

(二) 平成二十一年軽油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

附則第十条の二の六第一項第六号イ(2)を削り、同号イ(3)を同号イ(2)とし、同号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で施行規則に規定するもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(1) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百三十三を乗じて得た数値以上であること。

附則第十条の二の六第二項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同項各号を次のように改める。

一 附則第十条の二の四第二項又は第三項第一号に掲げるガソリン自動車

二 ガソリン自動車(車両総重量が二・五トン以下のトラックであつて、平成二十二年度基準エネルギー消費効率算定自動車であるものに限る。)のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則に規定するもの

ア 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

イ 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ウ エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十五を乗じて得た数値以上であること。

三 附則第十条の二の四第三項第二号ウに掲げる軽油自動車(電力併用自動車に限る。)

附則第十条の二の六第三項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同項第一号中「附則第十条の二の四第三項第一号」を「附則第十条の二の四第四項第一号又は第五項第一号」に改め、同項第二号ア(3)中「百分の百五十」を「百分の百八十」に改め、同項第三号中「附則第十条の二の四第三項第二号ウ又はエ」を「附則第十条の二の四第五項第二号ウ」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 附則第十条の二の四第四項第二号に掲げる石油ガス自動車

附則第十条の二の六第四項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同項各号を次のように改める。

一 附則第十条の二の四第六項第一号又は第七項第一号に掲げるガソリン自動車

二 次に掲げるガソリン自動車(平成二十二年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。)

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則に規定するもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百六十五を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則に規定するもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十八を乗じて得た数値以上であること。

三 附則第十条の二の四第六項第二号に掲げる石油ガス自動車

四 附則第十条の二の四第七項第二号ウに掲げる軽油自動車(電力併用自動車に限る。)

附則第十条の二の六第五項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同項各号を次のように改める。

一 附則第十条の二の四第八項第一号に掲げるガソリン自動車

二 次に掲げるガソリン自動車(平成二十二年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。)

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則に規定するもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十八を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
で施行規則に規定するもの

- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十二を乗じて得た数値以上であること。

三 附則第十条の二の四第八項第二号に掲げる石油ガス自動車

附則第十条の二の六第六項から第八項までの規定中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同条第九項中「平成二十九年三月三十一日（第四号）」を「平成三十一年三月三十一日（第三号）」に、「平成二十八年十月三十一日」を「平成三十年十月三十一日」に改め、同項第一号中「（第十一項）」の下に「及び第十二項」を加え、「及び第十一項」を「から第十一項まで」に改め、同項第二号中「及び第十一項」を「から第十一項まで」に改め、同項第四号を削り、同条第十項中「前項第四号」を「次に」に、「当該取得が平成二十八年十一月一日から平成二十九年三月三十一日」を「第一号に掲げるトラックにあつては当該取得が平成三十年十一月一日から平成三十一年三月三十一日までに行われたときに限り、第二号に掲げるトラックにあつては当該取得が平成二十九年四月一日から平成三十年十月三十一日」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 車両総重量が八トンを超え二十トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの
- 二 車両総重量が二十トンを超え二十二トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

附則第十条の二の六第十一項中「平成二十九年三月三十一日（第五号）」を「平成三十一年三月三十一日（第四号）」に、「平成二十八年十月三十一日」を「平成三十年十月三十一日」に改め、同項第五号を削り、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項の次に次の一項を加える。

- 12 車両総重量が十二トンを超えるバス等であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項において「車線逸脱警報装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則に規定するものに適合するものうち、車線逸脱警報装置を備えるもの（施行規則に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第四十五条第

一項の規定の適用については、当該取得が平成三十一年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から百七十五万円を控除して得た額」とする。

附則第十条の二の七第一項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

附則第十条の二の九第五項中「前項」を「前二項」に改め、「附則第十条の二の九第四項」の下に「又は第五項」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項中「においては」を「には、前項の規定の適用があるときを除き」に、「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

- 4 第一項第一号に掲げる軽油の引取りを行つた自衛隊の船舶の使用者が、平成三十年三月三十一日までに次に掲げる規定により当該引取りに係る軽油を譲渡する場合には、当該軽油の譲渡については、前項の規定により読み替えられた第五十八条の二第二項（第三号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、軽油引取税を課さない。

一 重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成十一年法律第六十号）第六条第一項（同法第七条第八項及び重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律（平成十二年法律第四百五号）第五条第七項において準用する場合を含む。）

二 武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（平成十六年法律百十三号）第十条第一項

三 国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律（平成二十七年法律第七十七号）第七条第一項（同法第八条第八項及び重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律第五条第七項において準用する場合を含む。）

附則第十条の四第一項第一号中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、同項第二号中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同条第二項第二号中「第四号及び第五号」を「以下この項及び第四項」に改め、「この号」の下に「及び第四項第二号」を加え、同項第三号中「をいう」の下に「。第四項第三号において同じ」を加え、同項第四号中「この項及び次項」を「この条及び附則第二十三条」に改め、「定められたもの」の下に「（第四項及び第五項において「平成三十二年基準エネルギー消費効率」という。）を、「もの（次項）の下に「から第五項まで」を加え、同項第五号中「除く」の下に「。第四項第五号において同じ」を、「規定するもの」の下に「（第四項第五号において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。）」を加え、同条に次の二項を加える。

- 4 次に掲げる自動車に対する第六十一条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車が平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成三十年度分の自動車税に限り、第二項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。
- 一 電気自動車
- 二 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月

一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則に規定するものに適合するもの又は平成二十一年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので施行規則に規定するもの

三 充電機能付電力併用自動車

四 エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百三十を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則に規定するもの（次項において「平成三十年窒素酸化物排出許容限度」という。）の二分の一を超えないもので施行規則に規定するもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので施行規則に規定するもの

五 軽油を内燃機関の燃料として用いる乗用車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則に規定するものに適合するもの又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合するもの

5 エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えないもので施行規則に規定するもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので施行規則に規定するもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第六十一条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車が平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成三十年年度分の自動車税に限り、第三項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第十三条の第三項中「申告書」を「特定配当等申告書」に改め、「した場合は」の下に「（次に掲げる場合を除く。）」を加え、同項に次の各号を加える。

一 法第三十二条第十三項ただし書の規定の適用がある場合

二 法第三十二条第十三項第一号に掲げる申告書及び同項第二号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市町村長が認めるとき。

附則第十四条第四項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

附則第十六条第一項中「平成二十九年」を「平成三十二年」に、「応じ」を「応じ、」に改め、同条第二項中「平成二十九年」を「平成三十二年」に改め、「する日までの期間」の下に「。第四項において「予定期間」という。」を加え、同条第四項中「第二項に規定する期間内に同条第二項第十二号」を「予定期間内に同項第十二号」に改め、同条第八項中「附則第三十四条の二第二十一項」を「附則第三十四条の二第十二項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「期

間」を「予定期間」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 第二項の規定の適用を受けた土地等の譲渡の全部又は一部が、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）

第二条第一項の規定により特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、第二項に規定する予定期間内に租税特別措置法第三十一条の二第二項第十二号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することが困難となつた場合で施行令に規定する場合において、当該予定期間の初日から当該予定期間の末日後二年以内の日で施行令に規定する日までの間に当該譲渡の全部又は一部が同項第十二号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき施行規則に規定するところにより証明がされたときは、第二項、第四項及び次項から第九項までの規定の適用については、第二項に規定する予定期間は、当該初日から当該施行令に規定する日までの期間とする。

附則に次の二条を加える。

（自動車取得税の賦課徴収の特例）
第二十二條 自動車取得税の賦課徴収に関し、自動車が法附則第十二条の二第二項又は附則第十条の二の四第二項から第八項まで若しくは附則第十条の二の六第一項から第五項までに規定する窒素酸化物の排出量若しくは粒子状物質の排出量又はエネルギー消費効率についての基準（以下この項において「窒素酸化物排出量等基準」という。）につき法附則第十二条の二第二項又は附則第十条の二の四第二項から第八項まで若しくは附則第十条の二の六第一項から第五項までの規定の適用を受ける自動車（以下この項において「非課税対象車等」という。）に該当するかどうかの判断をするときは、

国土交通大臣の認定等（申請に基づき国土交通大臣が行つた自動車についての認定又は評価であつて、当該認定又は評価の事実に基づき自動車が窒素酸化物排出量等基準につき非課税対象車等に該当するかどうかの判断をすることが適当であるものとして施行規則に規定するものをいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をする。

2 納付すべき自動車取得税の額について不足額があることを第四十九条の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他の不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他の不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことに由来するものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る自動車について第二百二十九条第一項に規定する申告書を提出すべき当該自動車の取得者とみなして、同条第二項の規定その他の自動車取得税に関する規定（法第三百二十二条及び第三百三十三条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における法第二百二十九条第二項の規定による決定により納付すべき自動車取得税の額は、前項の不足額に、これに百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第二十三条 (自動車税の賦課徴収の特例)

自動車税の賦課徴収に關し、自動車が附則第十条の四第三項から第五項までに規定する窒素酸化物の排出量若しくは粒子状物質の排出量又はエネルギー消費効率についての基準(以下この項において「窒素酸化物排出量等基準」という。)につき同条第三項から第五項までの規定の適用を受ける自動車(以下この項において「減税対象車」という。)に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(申請に基づき国土交通大臣が行つた自動車についての認定又は評価であつて、当該認定又は評価の事実に基づき自動車に窒素酸化物排出量等基準につき減税対象車に該当するかどうかの判断をすることが適当であるものとして施行規則に規定するもの)をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をする。

2 納付すべき自動車税の額について不足額があることを第六十三条の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限)後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことに由来するものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る自動車の所有者とみなして、自動車税に關する規定(第六十五条の規定を除く。)を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき自動車税の額は、同項の不足額に、これに百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附 則**施行期日**

第一条 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

第一条 (県民税に關する経過措置)

第二条 別段の定めがあるものを除き、改正後の福島県税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の県民税に關する部分は、平成二十九年年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十八年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第四条第四項の規定は、県民税の納税義務者の地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第 号。以下「地方税法等改正法」という。)第一条の規定による改正後の地方税法(以下「新法」という。)附則第四条第一項第一号に規定する特定譲渡の日の属する年の翌年十二月三十一日がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後である同号に規定する買換資産について適用し、県民税の納税義務者の地方税法等改正法第一条の規定による改正前の地方税法(以下「旧法」という。)附則第四条第一項第一号に規定する特定譲渡の日の属する年の翌年十二月三十一日が施行日前である同号に規定する買換資産については、なお従前の例による。

3 新条例附則第十六条第六項の規定は、県民税の納税義務者の同項に規定する予定期

間の末日が施行日以後である同条第二項に規定する確定優良住宅等予定地のための譲渡について適用する。

4 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の県民税に關する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

5 新条例附則第七条の四の第二項及び第五項の規定は、法人が施行日以後に提出する新法第五十三条第二十二項若しくは第二十三項の規定による申告書若しくは新法第二十条の九の第三項の規定による更正請求書に係る法人の県民税又は施行日以後にされる新法第五十五条第一項若しくは第三項の規定による更正(施行日前に提出された旧法第二十条の九の第三項の規定による更正請求書に係るものを除く。以下この項において同じ。)に係る事業年度分の法人の県民税若しくは施行日以後にされる新法第五十五条第一項若しくは第三項の規定による更正に係る連結事業年度分の法人の県民税について適用し、法人が施行日前に提出した旧法第五十三条第二十二項若しくは第二十三項の規定による申告書若しくは旧法第二十条の九の第三項の規定による更正請求書に係る法人の県民税又は施行日前にされた旧法第五十五条第一項若しくは第三項の規定による更正に係る事業年度分の法人の県民税若しくは施行日前にされた旧法第五十五条第一項若しくは第三項の規定による更正に係る連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

(事業税に關する経過措置)

第三条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の事業税に關する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第八条第九項及び第八條の二の第三項の規定は、法人が施行日以後に提出する新法第七十二条の三十三第二項若しくは第三項の規定による修正申告書若しくは新法第二十条の九の第三項の規定による更正請求書に係る法人の事業税又は施行日以後にされる新法第七十二条の三十九、第七十二条の四十一若しくは第七十二条の四十一の二の規定による更正(施行日前に提出された旧法第二十条の九の三の規定による更正請求書に係るものを除く。)に係る事業年度分の法人の事業税について適用し、法人が施行日前に提出した旧法第七十二条の三十三第二項若しくは第三項の規定による修正申告書若しくは旧法第二十条の九の三の規定による更正請求書に係る法人の事業税又は施行日前にされた旧法第七十二条の三十九、第七十二条の四十一若しくは第七十二条の四十一の二の規定による更正に係る事業年度分の法人の事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に關する経過措置)

第四条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中不動産取得税に關する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 改正前の福島県税条例附則第九条第五項に規定する漁業近代化資金で地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号。以下「施行令」という。）附則第七条第十五項に規定するものの貸付け（当該貸付けの申込みの受理が施行日前であるものに限る。）を受けて施行日以後に不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

第五条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

2 納付すべき自動車取得税（施行日前の自動車の取得に対するものに限る。）の額について不足額があることを福島県税条例第四十九条の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る自動車の取得者以外の者（以下この項及び次項において「第三者」という。）にあるときは、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九条第四項の規定による通知をする前に、当該第三者（当該第三者と施行令に規定する特別の関係がある者を含む。以下この項及び次項において同じ。）に対し、当該不足額に係る自動車取得税の納付を申し出る機会を与えることができるものとし、当該申出の機会を与えられた第三者が当該申出をしたときは、当該第三者を当該不足額に係る自動車について同条第一項に規定する申告書を提出すべき当該自動車の取得者とみなして、同条第二項の規定その他の自動車取得税に関する規定（同法第二百三十二条及び第二百三十三条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定による申出をした第三者は、当該申出を撤回することができない。

（軽油引取税に関する経過措置）

第六条 新条例附則第十条の二の九第四項から第六項までの規定は、施行日以後の軽油の譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用し、施行日前の軽油の譲渡に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

第七条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成二十九年以後の年度分の自動車税について適用し、平成二十八年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

2 納付すべき自動車税（平成二十八年度以前の年度分のものに限る。）の額について不足額があることを福島県税条例第六十二条の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る自動車の所有者以外の者（以下この項及び次項において「第三者」という。）にあるときは、地方税法第十三条第一項の規定による告知をする前に、当該第三者（当該第三者と施行令に規定する特別の関係がある者を含む。以下この項及び次項において同じ。）に対し、当該不足額に係る自動車税の納付を申し出る機会を与えることができるものとし、当該申出の機会を与えられた第三者が当該申出をしたときは、当該第三者を賦課期日現在における当該不足額に係る自動車の所有者とみなし

て、自動車税に関する規定（同法第一百五十二条から第一百五十四条までの規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定による申出をした第三者は、当該申出を撤回することができない。
（税 務 課）